

都道府県の条例の制定概況 (建築物の解体等で、現在把握しているもの)

資料 6

都道府県	規模要件	対象建材	環境測定・作業基準における特記事項	備考
東京都	・吹付け石綿：15 平方メートル以上	・吹付け石綿	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界濃度の測定 (開始前・作業中・終了後それぞれ1回以上) (ただし、施工期間が6日を超える場合、6日ごとに1回以上、2区画以上の区画にわたる場合、区画ごとに1回以上) 	
	・建物床面積(延べ)：500平方メートル以上	・吹付け石綿及び石綿を含有する保温材		
石川県	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・保温材、耐火被覆材、断熱材 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業基準 吹付け石綿は大防法を適用 保温材等は「湿潤化」で対応 	制定予定
福井県	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・保温材、耐火被覆材、断熱材 	<ul style="list-style-type: none"> ・表示板の設置 	制定予定
静岡県	撤廃済み	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 		
京都府	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿障害予防規則と同レベルの基準を予定 	制定予定
大阪府	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・保温材 ・耐火被覆材 ・断熱材 ・石綿含有成形板(一定規模以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿を含有している建築材料の使用状況に関する事前調査の実施と結果の表示 	制定予定
			<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界濃度の測定 (開始前・作業期間中・完了後の3回、周囲4方向(作業前後は各1方向)、石綿製品製造工場と同等の基準(10本/L)) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・表示板の設置 ・石綿含有成形板に係る作業基準の策定予定 	

兵庫県	撤廃済み	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・保温材(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の2第7項第2号イからニまでに掲げる保温材) 	<ul style="list-style-type: none"> ・標識の掲示(平成17年10月1日施行) ・特定石綿含有材料の使用状況の調査及び適切な施工計画 ・石綿を含む水の排出における過処理等 ・除去作業に使用した工具、資材等の措置 ・隔離プラスチックシート等は、清掃後、飛散防止剤を散布し、隔離作業区画内の空気の除じんを十分行った後に取り外し ・作業の終了時、周辺等における石綿含有材料の破片やくずの残存防止措置 	
鳥取県	撤廃予定	<p>検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 ・保温材、断熱材、耐火被覆材 ・石綿成形板 ・石綿セメント水道管 	<p>事業者の責務：作業場の施設内・敷地境界における測定、公表(測定頻度等検討中)</p> <p>作業基準：建材ごとに策定予定(検討中)</p>	制定予定
徳島県	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 		制定予定
大分県	撤廃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿 		改定予定